

(引越) 事業区域を定める貨物自動車運送事業運賃料金

1. 車扱運賃料金

I. 引越運賃率表 (時間制・距離制)

(単位：円)

種別		車種別								
		(税 込)								
		1ト車 まで	2ト車 まで	3ト車 まで	4ト車 まで	5ト車 まで	6ト車 まで	8ト車 まで	10ト車 まで	12ト車 まで
時間制	4時間制	16,830	18,667	19,877	22,000	23,309	24,662	27,731	30,415	33,132
	8時間制	28,050	31,141	33,209	36,674	40,601	43,164	47,586	51,986	56,903
	基礎作業時間8時間を 超える場合は1時間まで を増すごとに	2,838	3,124	3,344	3,564	3,949	4,279	4,774	5,302	5,599
距離制	10kmを超え 110kmまで	31,075	34,430	36,740	39,182	43,406	47,641	53,768	58,531	61,655
	120 "	32,362	35,860	38,258	40,854	45,210	49,632	56,023	60,940	64,240
	130 "	33,660	37,301	39,798	42,482	47,047	51,634	58,278	63,371	66,869
	140 "	34,925	38,753	41,327	44,132	48,862	53,658	60,522	65,791	69,421
	150 "	36,234	40,194	42,878	45,782	50,666	55,660	62,788	68,244	72,050
	160 "	37,510	41,624	44,407	47,443	52,492	57,629	65,076	70,631	74,624
	170 "	38,808	43,087	45,925	49,060	54,340	59,620	67,298	73,073	77,209
	180 "	40,062	44,506	47,465	50,710	56,155	61,644	69,586	75,482	79,805
	190 "	41,371	45,947	48,983	52,349	57,970	63,646	71,830	77,935	82,390
	200 "	42,647	47,410	50,534	53,999	59,785	65,648	74,107	80,333	84,997
	200kmを超え500kmまで 20kmまでを増すごとに	2,288	2,530	2,717	2,893	3,223	3,542	3,982	4,312	4,565
	500kmを超え 50kmまでを増すごとに	5,742	6,358	6,787	7,216	8,030	8,833	9,922	10,769	11,407

II. 引越運賃料金適用方

この運賃料金は引越荷物を運送する場合に適用します。ただし、事業所等の移転又は定型の容器を用いて定額で行う運送であって、利用引越約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には適用しません。

(運賃料金の適用)

- この運賃及び料金は、実車キロ（荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ）が100キロメートル以内は時間制運賃を適用し、100キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

(運賃料金計算の基本)

- 時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間（車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰るまでの時間をいいます）の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

この場合、4時間制運賃は、基礎作業時間が午前から午後にまたがらない場合であって、かつ、4時間以内のときにのみ適用します。

また、8時間制運賃は、上記以外の場合（基礎作業時間が午前から午後にまたがる場合又は4時間を超える場合）に適用しますが、基礎作業時間が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。

3. 距離制運賃の運送距離の計算は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。

ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といいます。以下同じ）及び時間又は運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といいます。以下同じ）の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
 (2) 割増率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。
 (3) 2種以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

(端数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた1円未満の端数は、1円単位に四捨五入します。

(冬期割増)

6. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

地 域	期 間	割増率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月 1日 至 3月31日	2割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡		
福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡上郡		

(休日割増)

7. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

日曜祝祭日に運送した時間又は距離に限る。	2割
----------------------	----

(深夜・早朝割増)

8. 深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）におこなわれる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送時間又は距離に

対応する基準運賃×0.3

午後10時から午前5時までに運送した時間又は距離に限る。	3割
------------------------------	----

(車両留置料)

9. 実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間（荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます）が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車種別	6トン車まで	6トン車を超え12トン車まで
発地又は着地ごとに	120分	150分

車両留置料

車種別時間	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで
30分までごとに	1,232円	1,364円	1,463円	1,562円	1,716円	1,881円	2,145円	2,365円	2,464円

(運賃及び料金の額)

10. 運賃及び料金はそれぞれ消費税及び地方消費税を含みます。

(計算の順序)

11. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ①使用車両及び時間又は運送距離による運賃の計算
- ②割増率の適用の計算
- ③上下それぞれ10%幅の適用計算
- ④5.による運賃の端数処理
- ⑤料金の計算
- ⑥実費の計算

(実費負担)

12. 次に定める荷役費用及び荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

- (1) 荷役作業員料（運転手作業員料を除く）、荷造作業員料、開梱作業員料、諸資材料（運搬料を含む）
- (2) 特殊荷役機械使用料
- (3) 有料道路利用料
- (4) 一時保管料

13. フェリーボート利用料

- (1) 実車キロが100キロメートル以内の運送（時間制運賃）であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合（4時間又は8時間の範囲内で終了する引越作業）には次の式により算出した金額を収受します。

使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）×2

ただし、基礎作業時間（4時間又は8時間）を超えた場合は、超過時間に応じた時間加算額相当額を加算した実費を収受します。

- (2) 実車キロが100キロメートルを超える運送（距離制運賃）であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には次の式により算出した金額を収受します。

{使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）＋航送期間中の固定費（1時間当り車両留置料相当額×航送所要時間）} ×2

（その他）

- 14. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

（適用日：2019年10月1日）